**１．留意事項**

　　　麻薬小売業者間譲渡許可書をき損し、または亡失したときは、再交付を受けることができます。

**２．記載上の注意**

（１）「許可年月日」欄には、麻薬小売業者間譲渡許可の許可年月日を記載してください。

（２）「許可番号」欄には、麻薬小売業者間譲渡許可の許可番号を記載してください。

（３）麻薬業務所「所在地・名称」欄には、再交付を申請する麻薬小売業者の所在地・名称を記載してください。

（４）「再交付の事由及びその年月日」欄には、「き損」または「亡失」のうち該当理由及び事由の生じた日を記載してください。

（５）申請者の「住所・氏名」欄には、個人の場合は現住所・個人名を記載し、法人の場合は登記された本社の所在地・法人の名称・代表者の氏名を記載してください。

**３．必要書類**

（１）き損した場合は、き損した麻薬小売業者間譲渡許可書

**４．提出方法等**

（１）提出先

　　　　麻薬小売業者の業務所の所在地を所管する窓口に提出してください。

（２）提出部数

　　　　正本：１部

　　　　副本：１部

　　　　なお、副本とは、新規申請時の申請書のコピー（白黒で可）のことです。